

## ① 基本理念

基本理念を定めるにあたり、神崎ろうあ協会、身体障害者福祉会、手話サークル福崎みんなの手の皆様からのヒアリング情報及び、手話言語条例を制定している近隣自治体からのヒアリング等を基に、基本理念を定めました。

～言語権の保障～

手話で日常生活が送れる

～言語性の保障～

手話は言語だと広く社会に浸透する

ろう者（手話を言語とする者、以下ろう者）にとって、言語である手話の保障（手話で日常生活が送れる）はもちろん、手話はろう者とコミュニケーションを図る為に、聞こえる人にとっても必要な言語であるという認識（手話は言語だという社会への浸透）が重要になります。そして、ろう者と聞こえる人が相互に人格と個性を理解し、尊重し合いながらすべての町民が共生できる地域社会の実現を目指し、手話の普及や啓発を通じて、手話文化を形成し、すべての町民が安全・安心に暮らすことができる施策展開を図ります。

## ② 3つの基本方針

### （1）手話によるコミュニケーションサポート

ろう者の生活やニーズを踏まえながら、手話通訳者派遣などの意思疎通支援体制の整備、手話通訳者の配置等により、ろう者のコミュニケーションをサポートし、社会参画しやすい環境整備を推進します。

### （2）手話通訳者の確保及び養成

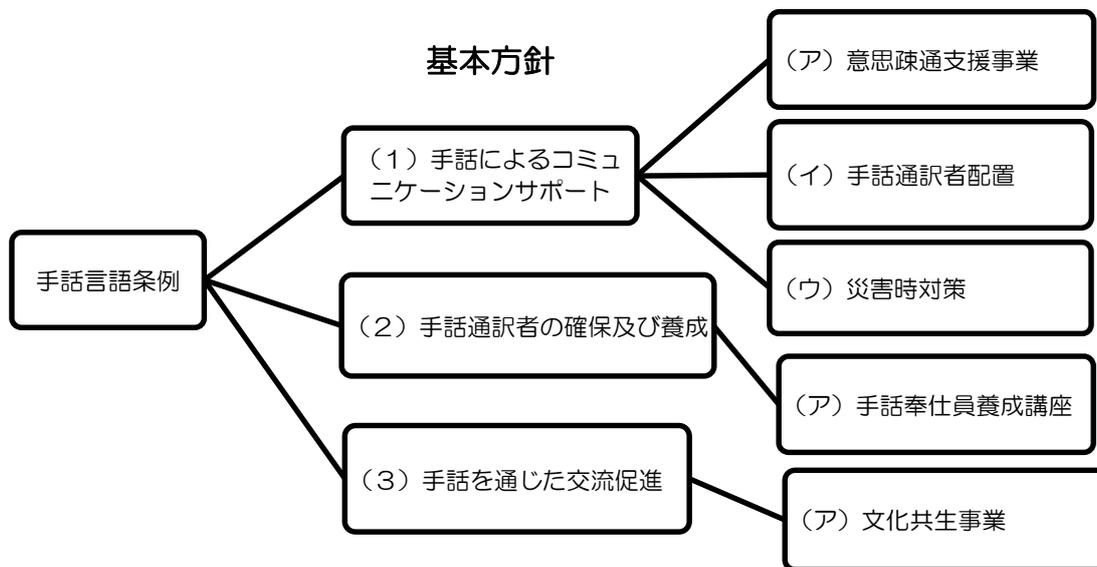
手話通訳者、手話学習指導者の養成に努め、手話言語を学びたい方が学び、必要な技術を取得できる環境の整備を推進します。

### （3）手話を通じた交流促進

手話の理解を進め、広めるために、横軸をつなぐ特性のある芸術文化等を通じて、教育や地域産業、様々な住民の社会参画を進め互助や共助のための人材育成を図ります。そして、手話文化の形成を目指します。

### ③ 3つの基本方針に対する施策及び事業

#### 施策



基本方針	施策	事業
(1) 手話によるコミュニケーションサポート	(ア) 意思疎通支援事業の整備	(拡大) 意思疎通支援事業の適切な運用の見直しを行います
	(イ) 手話通訳者の配置	(新規) 設置手話通訳者の配置について協議を開始します
		(拡大) 町主催行事に係る手話通訳者配置基準を整理します
	(ウ) 災害時対策整備	(継続) NET119登録会を開催します (新規) 災害時の対策について協議を開始します
(2) 手話通訳者の確保及び養成	(ア) 手話奉仕員養成	(継続) 手話奉仕員養成講座等を開催します
(3) 手話を通じた交流事業	(ア) 文化共生事業	(継続) 福祉教育推進校指定事業を実施します。(手話教室)
		(新規) 手話講座を開催します
		(新規) 学生手話ボランティア観光ガイドを検討します
		(継続) 全国手話ダンス甲子園に関する事業の支援をします
その他		(新規) チラシを作成します (新規) 図書館に特設コーナー開設します (継続) 手話言語国際デー文珠荘ブルーライトアップします (継続) 耳の健康予防に関する取り組みを継続・発展します (継続) 聴覚障害者等情報伝達送信事業を継続します